# 西区

シニア世代のための

災害に備えて日頃から「単に 物を準備」するだけではなく、 「すぐに行動できる準備」をして おきましょう。

日ごろからの備えと健康づく りに加え、自治会町内会の活動 などを通じて、隣近所といざとい う時に皆で声を掛け合って助け 合い、困難を乗り越えられるよう な関係を作りましょう。

健康 安全な

つながりづくりは 右のページを確認!

充実の 生活

安心な 備蓄品 充実した

生活

安心な 生活

安全で

生活

#### 家の危険箇所をチェックしてますか?

#### △家の耐震化

□横浜市では無料での耐震診断や 改修費用の一部補助などの事業 を行っています。

#### △玄関、廊下の注意点

□玄関、廊下には物を置かず、 避難口を確保する。

#### ⚠ リビングの注意点

- □テレビなどを固定する。
- □吊り下げ式の照明器具は チェーンで固定する。
- □ストーブは、耐震装置が
- 付いているものを使用する。
- □仏壇のろうそくは、 倒れないように固定する。

#### △ 寝室の注意点

- □寝室に極力家具を置かない。
- □寝ている側に倒れてこないよう位置を工夫する。
- □ドア付近に家具を置かない。
- □本棚はしっかりと固定し、中身が飛び出さないようにする。
- □重いものは下に入れる。

# 台所の注意点

- □食器棚の固定と食器の飛び出し 防止措置をする。
- □ガラス戸には、飛散防止フィルムを貼る。
- □冷蔵庫や電子レンジは固定する。
- □観音開きの扉には、止め金具を付ける。

#### ▲ 日ごろから食料や日用品を少し多めに買い置き、備蓄する

備蓄する量の目安は最低3日分(理想は7日分)。

- □飲料品:1人あたり1日30
- □食 料:調理せずに食べられるもの
- (クラッカー、缶切り無しで開けられる缶詰など)
- □トイレパック:1人あたり1日5回分
- □常備薬、おくすり手帳

# 食べる 備える

定期的に古いものから消費し、消費した分を補充する「循環型備蓄」 をしましょう。

#### 「ころばんよ体操」で健康づくりをしましょう

「ころばんよ体操」は、体力低下やもの忘れのために活動の制限のある方にお勧めしたい西区のご 当地体操で、転倒骨折、生活習慣病、認知症などの予防に効果があります。

災害時には健康が悪化しやすくなります。日ごろから健康維持・体力づくりに努めましょう。

#### ころばんよ体操~パタカラVer.~

- 転倒骨折、生活習慣病、認知症などを予防す る体操にお口の機能低下を予防する動きを加 えた体操です。
- ●ウォーキング場面で「パー「ター「カー」「ラーなどと 発音することで、食べ物を口で吸う、舌で押し つぶす、飲み込むなどの機能に必要な筋力を 鍛えられる体操です。



ネットでも解説動画を配信中 CD、DVDの配布もしています

詳しくは (▼ころばんよ体操 パタカラ 検索 へ

#### ころばんよ体操~ひざ痛予防~

つま先タッチ運動・ かかとタッチ運動



足首を柔らかく膝の 負担を軽減!





膝を守る筋肉を鍛える!

# ボックスステップ

膝や足首をやわらかく使い安定した 姿勢を保つために大切な動き!



さらに負荷をかけて膝を守る 筋肉を鍛える!

問合せ 高齢·障害支援課 ☎320-8410 FAX 290-3422

### 地域ケアプラザについて 地域ケアプラザは地域の身近な「相談」と「交流」の場です。

#### 「相談」

福祉・保健の専門員が無料で相談を受けていま す。お体のお悩み、介護保険のこと、生活を送る うえでの不安など、自分自身や家族のことで相 談にのって欲しいことがあれば、お問い合わせ ください。

#### 「交流」

体操教室や健康講座など生活に役立つさまざ まな種類の行事・催しを行っています。また、 皆さんの福祉・保健の活動や交流の場として、 多目的ホールなどを利用できるほか、ボラン ティア活動の相談も受け付けます。

#### 西区には4か所の地域ケアプラザがあります。お近くのケアプラザまでお立ち寄りご相談ください。

浅間台	浅間台6	311-7200
戸部本町	戸部本町50-33	321-3200
藤棚	藤棚町2-198	253-0661
宮崎	宮崎町2	261-6095



ケアプラザ地図等の

詳細はこちら



### 「西区もしもカード」



西区では、認知症の人や高齢者などが外出先での緊急事態「もし も」に備えて、本人情報を記載する緊急時携帯カード「西区もしも カード」を配布しています。パスケースなどに入れて所持すること で、「もしも」の時に身元確認がスムーズとなり、各所への連絡など 迅速かつ適切な対応が可能となります。

配布先は こちら

西区役所高齢・障害支援課・西区内地域ケアプラザ (地域包括支援センター)などで配布しています。

2021年2月発行 【発行】横浜市西区役所 総務課防災担当

# 風水害編

風水害時にとるべき行動は、5段階の「警戒レベル」により明確 化しています。それぞれのレベルで、どのように行動すればよ いか、下の表で確認しましょう。

避難行動の目安

#### 警戒レベル

#### レベル 大雨になりそう...



#### 最新情報に注意

天気予報を確認! 家の点検・補強、 行動の目安、 持ち出し品・備蓄品、 常備薬などの確認!



#### 車避難

令和元年の台風19号では、車 で避難中に道路の冠水や崩落で 亡くなったケースが多くありまし た。車を活用した避難や避難に 支援が必要な方の送迎について は、早い段階で実施しましょう。

※行政が開設する避難場所への 車の駐車は原則禁止 となります。

#### 雨が、強くなってきた! レベル

大雨注意報 洪水注意報など

レベル

大雨警報

洪水警報など



これから避難の情報が

出るかも!

#### ハザードマップなどで 避難方法を改めて確認

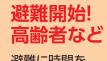
備蓄品などは水没しないよう 安全な場所に用意!

・テレビや ラジオで 情報収集



#### ペットとともに避難する方

□知人、ペットホテル等の一時預け先の確認 □ペット用非常持ち出し袋、ケージの準備 □ペットタクシー、車送迎など移動手段を検討



避難に時間を 要する人は 危険な場所から避難! 近所の人にも 声をかけましょう!

🔔 屋内・屋外の

罐铅

危険な場所から全員避難

安全な場所への



#### 避難場所に行く前に

□開設避難場所の確 認、開設状況の確認 □避難場所への持参物 を手に持つ、背負う □戸締り、火元確認



#### 崖崩れや川の氾濫が いつ発生しても

レベル

土砂災害 警戒情報など



すでに災害が発生

または災害が

迫っている!

おかしくない!

レベル

大雨 特別警報など



災害発生!



★ 大雨や台風の時の避難場所は、 状況に応じてその都度決定します

2F

#### 「垂直避難

●近隣の高い

2階以上へ避難



#### 水平避難



●安全な場所へ避難 (指定緊急避難場所、土砂災害警戒区域 及び浸水想定区域外の親戚の家など)

※避難場所は、感染予防対策を実施していますが、自宅で安全が確保できる場合には、在宅避難を検討してください。

# 地震編

#### 大地震が発生した時の行動と避難の流れについて確認しましょう。

# 大地震

大きな揺れの最 中は、その場に 合った身の安全を 確保しましょう。



屋外には、窓ガラスや看 板などが落ちてくる危険 性があるのであわてて 外に飛び出さない。



揺れがおさまったら、 すばやく火の始末をしましょう。

※大きな揺れの最中は無理に消火せず、 まずは身を守りましょう。



家の中に閉じこめられ ないようにドアを開けて 出口を確保する。



#### 周囲の状況を確認 火災や倒壊の危険や不安が…

ある

※状況に応じて、いっとき避難場所ではなく、 広域避難場所に直接避難することも選択してください。 ※津波の危険がある場合はより早く、より高い場所へ避難しましょう。

ない

在宅避難

#### いっとき避難場所

一時的に避難して様子を 見るための場所です。



自治会・町内会が 指定する広場公園など

#### 広域避難場所 大火災が発生し、延焼拡大

したときに、熱や煙から逃 れるための場所です。



三ツ沢競技場一帯、紅葉ケ 丘一带、野毛山公園、久保 山墓地



自宅や 自宅周辺 に危険が ない場合

自宅や自宅周辺に 危険がない場合 は、避難場所に行く 必要はありません。

在宅避難者も地域 防災拠点で、救援物 資や情報が得られ ます。



地域防災拠点(避難所)

倒壊や火災により自宅で

生活できなくなった場合

火災が広がって

い

る



倒壊などにより自宅で 生活できない人たちが 一時的に生活するため の場所です。



◀地域防災拠 点の一覧は こちら

※避難所においては、換気、手洗い、咳エチケットの徹底や生活する スペースの確保など、感染症拡大防止の取組を進めています。

※万が一自宅が倒壊するなど、自 宅で過ごせない場合に備えて、 避難生活に必要な最低限のも のをリュックに入れて玄関など に置いておき、

避難所に持って いけるように 備えておきま しょう。



#### ◆避難生活が困難な方は福祉避難所へ

地域防災拠点や自宅での避難生活を維持することが困難で、ご本人の状況や要介護認定の有無などから 特別な配慮が必要である方がいると区役所が判断した場合、福祉避難所を開設します。